



平成 29 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 亀田製菓株式会社  
代表者名 代表取締役社長 COO 佐藤 勇  
(コード番号 2220 東証第 1 部)  
問合せ先 常務執行役員経営企画本部長 古澤 紳一  
(TEL 025-382-2111)

## 平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 対象となる四半期報告書

平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書

### 2. 延期前の提出期限

平成 29 年 11 月 14 日

### 3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 29 年 12 月 14 日

### 4. 提出期限の延長を必要とする理由について

当社の連結子会社である THAI KAMEDA CO., LTD.において、平成 23 年から現在に至るまで、棚卸資産の在庫金額が累計で約 6 億 5 千万円過大に計上されていたことが、現在までの社内調査により判明しております。

当社は、調査の客観性及び信頼性を高めるとともに、事態の全容把握とその根本的な原因を解明し、実効性の高い再発防止策を策定するため、平成 29 年 10 月 31 日に独立調査委員会を設置し、現在同委員会において調査を実施しております。

今後、独立調査委員会により当該子会社への現地調査及びマネージメント関与者へのインタビュー並びに調査報告書の作成を行い、平成 29 年 11 月末を目途に同委員会の調査結果が当社に報告される予定であります。その後、過年度に提出した有価証券報告書等の訂正及び有限責任監査法人トーマツによるレビューに約 2 週間程度を要するものと見込んでおります。

以上により、当社は、当該四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を提出することといたしました。

なお、現時点では平成 30 年 3 月期の業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長の申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。また、四半期報告書の提出期限延長に関する申請が承認された場合、当社は期限までに四半期報告書を提出できる見込みであります。

## 6. 独立調査委員会の体制変更

当社は、平成 29 年 10 月 31 日付で公表した「子会社における不適切な会計処理の判明及び平成 30 年 3 月期第 2 四半期発表延期のお知らせ」にてお知らせいたしました独立調査委員会の体制について、委員長である湯原隆男社外監査役が調査対象期間中に THAI KAMEDA CO., LTD.を視察していたことから、当該調査の客観性及び信頼性に対する疑義を排除するために同委員を退任し、本日付で前田仁社外取締役を同委員会の委員長に変更しております。

株主をはじめ投資家の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを心より深くお詫び申し上げます。

以 上